

月刊 資源環境対策

2

JOURNAL OF RESOURCES AND ENVIRONMENT Vol.46 No.2

特集

環境人材育成—グリーンMBA/MOTへの道

—産学官民連携による環境人材育成—

特別企画

地球温暖化問題の行方—COP15/CMP5から—

SME_S_EMS(中小企業向け環境マネジメントシステム)

地方自治体の環境政策マネジメント調査結果
エコアクション21ガイドライン改訂の解説

寄稿/環境TAM—環境技術で貢献するシニア活躍の場



エコアクション21ガイドライン改訂の解説

宇田 吉明*

●はじめに

エコアクション21は、1996年に別名「環境活動評価プログラム」として登録制度(一種の自己宣言型)がスタートした。

その後、2004年にエコアクション21環境経営システムガイドライン、環境活動レポートガイドラインが発行され、認証取得制度に移行した。

5年経過した昨年11月30日に、より分かりやすく、経済社会の変化にも対応し、認証・登録制度の内容を追加し、「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」に書かれてあった要求事項をガイドラインに織り込むなどの変更を加えた「エコアクション21ガイドライン2009年版」(以下、2009年版)が発行された。

昨年の12月号に、「エコアクション21の改訂」と題して、背景と改訂のポイントについて、環境省総合環境政策局環境経済課の記事が掲載されたので、ここでは、改訂されたエコアクション21ガイドライン要求事項の内容と、それに対しどのように対応すればよいかを中心に解説する。

なお、2009年版は環境省のホームページ(エコアクション21中央事務局のホームページからリンク)で参照、ダウンロードが可能である。

●EA21ガイドラインの構成●

エコアクション21は図のように環境経営シ

ステムと環境活動レポートで構成されている。従来、それぞれのガイドラインに分かれていたが、今回統合されて、1本化された。

環境経営システムは、「1.取組の対象組織・活動の明確化」が追加され、12項目から13項目となった。また、これまでCheck(取組状況の確認及び評価)のセクションにあった「環境関連文書及び記録の作成・整理」が「環境関連文書及び記録の作成・管理」と名称変更となり、Do(計画の実施)のセクションに変更された。

一方、環境活動レポートは、「代表者による全体の評価と見直し」が追加された。

●要求事項について●

2004年版と2009年版の各要求事項の対比を表にまとめた。斜体文字が追加された項目で、アンダーラインが変更された部分である。

項目の番号が変更となったが、すでに認証取得した事業者は、各種の書類の番号を無理に合わせる必要はない。たとえば、第1項(取組の対象組織・活動の明確化)を0番とするのも一案である。あまり形式的にとらわれないのがエコアクション21の本来の考え方である。

●各項目の要求事項とその対応策●

各項目の要求事項の解説とどのように対応す

* Yoshiaki Uda エコアクション21審査人(エコアクション21ガイドライン改訂委員会委員)

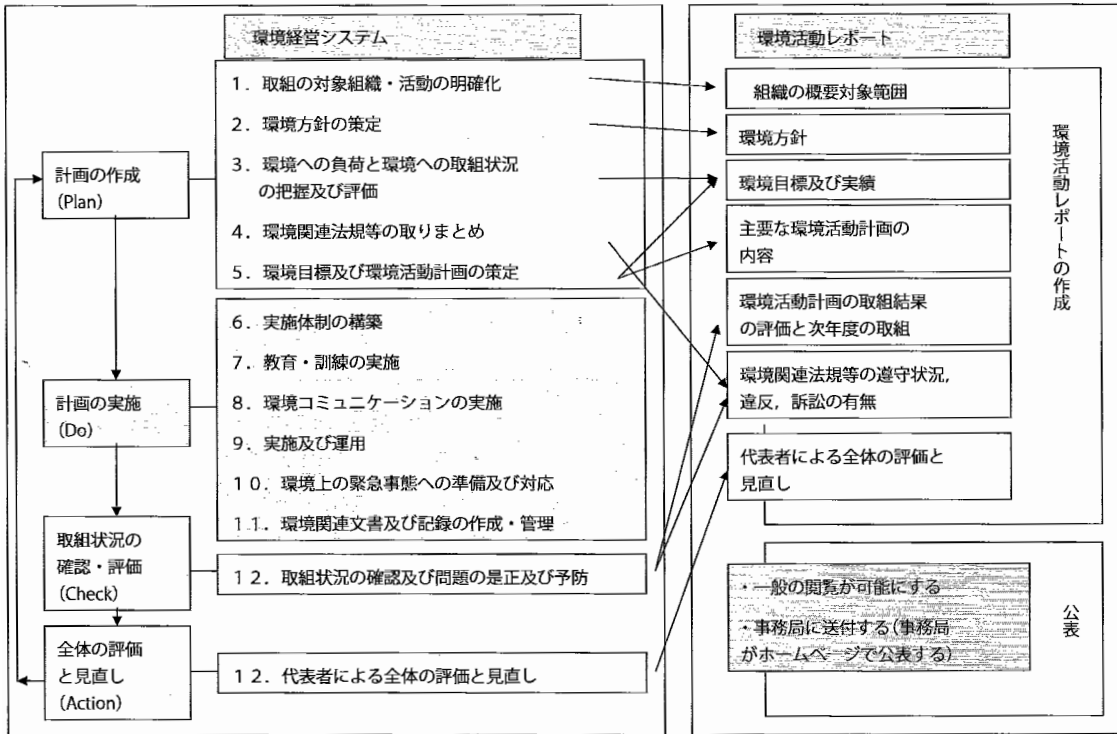


図 エコアクション21ガイドラインの構成

表 エコアクション21各要求事項の項目の比較

2004年版	2009年版
<環境経営システムガイドライン>	<環境経営システム>
I. 計画の策定(Plan)	I. 計画の策定(Plan)
1. 環境方針の作成	1. 取組の対象組織・活動の明確化(新規)
2. 環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価	2. 環境方針の策定
3. 環境関連法規等の取りまとめ	3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価
4. 環境目標及び環境活動計画の策定	4. 環境関連法規等の取りまとめ
II. 計画の実施(Do)	5. 環境目標及び環境活動計画の策定
5. 実施体制の構築	II. 計画の実施(Do)
6. 教育・訓練の実施	6. 実施体制の構築
7. 環境コミュニケーション	7. 教育・訓練の実施
8. 実施及び運用	8. 環境コミュニケーションの実施
9. 環境上の緊急事態への準備及び対応	9. 実施及び運用
III. 取組状況の確認及び評価(Check)	10. 環境上の緊急事態への準備及び対応
10. 取組状況の確認及び問題の是正	11. 環境関連文書及び記録の作成・管理
11. 環境関連文書及び記録の作成・整理	III. 取組状況の確認及び評価(Check)
IV. 全体の評価と見直し(Action)	12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防
12. 代表者による全体の評価と見直し	IV. 全体の評価と見直し(Action)
	13. 代表者による全体の評価と見直し

るかについて述べる。以下に述べる四角囲みが要求事項で、追加・変更があったところにアンダーラインを入れている。構築・運用中

の事業者がどのように追加・修正すればよいかのポイントも紹介する。

1. 取組の対象組織・活動の明確化

組織は、全組織・全活動(事業活動及び製品・サービス)を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。

認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。

「エコアクション21認証・登録及び審査マニュアル」(以下審査マニュアル)で要求されていた内容がガイドラインの要求事項に入った。段階的に認証取得することも可能であるが、企業であれば本社、工場、支店などを含めた全社、団体であれば本部、支店などを含めた全組織、地方自治体であれば本庁舎、消防署、焼却場、学校などを含めた全市役所が認証・登録の対象となる。段階的に取り組む場合でも、環境負荷の大きな組織を対象範囲に含めること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを環境活動レポートに記載することが要求されている。

2. 環境方針の策定

代表者(経営者)は、環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。

環境方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・ 組織の事業活動に見合ったものとする
- ・ 環境への取組の基本的方向を明示する
- ・ 組織に適用される環境に関する法規等の遵守を誓約する

環境方針には、制定日(または改定日)を記載し、代表者が署名する。

環境方針は、全ての従業員に周知する。

環境方針には、本業を踏まえた基本的な取組の方向性を示すことが必要で、必須事項である二酸化炭素削減、廃棄物削減(リサイクル)、排水量(水使用量)削減、化学物質削減(化学物質を取り扱う事業者)、グリーン購入、製品・サービスへの環境配慮に関する取組みの方向性を示すことになる。法令等の遵守は推奨事項から要求事項へ変更となった。

3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価

対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定する。

環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量(あるいは水使用量)、化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者)は必ず把握する。

事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。

「環境への負荷の自己チェックシート」および「環境への取組自己チェックリスト」を用いて、環境負荷を把握し、環境への影響が大きな(取り組むべき)活動、施設、設備、物質などを特定する。化学物質を取り扱う事業者は化学物質(PRTR物質が対象)の把握を行う。

次に、環境負荷の把握結果などを踏まえて、チェックリストにある取組内容を参考に、今後どのような取組を行うことができるかを検討し、環境目標や環境活動計画の内容に反映させる。環境への取組の自己チェックは、初回以降、必要な時に必要な項目のみをチェックすればよいことになった。

4. 環境関連法規等の取りまとめ

事業を行うにあたって遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、一覧表等に取りまとめる。

環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。

環境関連法規等の「等」をその他の要求事項に置き替えた。その他の要求事項には、地域の協定、顧客(納入先・取引先)からの要請、業界団体の取り決めなどが含まれる。推奨事項の一覧表に取りまとめることが要求事項として明確化された。また、最新版管理は解説欄に書かれていたが要求事項になった。解説欄で、取りまとめには該当する条項、遵守すべき項目などを明確にするとなっているの

で、一覧表や点検表などで、遵守すべき内容等を明確にしておく。

5. 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減、グリーン購入、自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。

環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。

環境目標と環境活動計画は、関係する従業員に周知する。

解説の中にあつた取組みの必須項目や中長期目標策定が要求事項に明記された。必須項目に化学物質使用量削減、グリーン購入、製品およびサービスに関する取組みが追加された。これらの数値目標が困難な場合や馴染まない場合は、行動計画を立てて取り組めばよい。

生物多様性基本法が制定されたこともあり、生物多様性に関する取組みが推奨事項に追加された。屋上緑化や周辺の植栽などできるところから取り組むとよい。

6. 実施体制の構築

エコアクション21環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。

実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。

書類上は実施体制図と役割・責任・権限表の作成が要求されている。

7. 教育・訓練の実施

エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

推奨事項に、これまでの環境教育計画の策

定に加えて、教育訓練記録が追加された。教育訓練記録は規模が比較的大きな組織(従業員数100名以上が一つの目安)は要求事項となった。

8. 環境コミュニケーションの実施

組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。

外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、その結果を記録する。

環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。

推奨事項にあつた内部コミュニケーションが要求事項となった。環境活動レポートの作成は定期的であることが明記された。

9. 実施及び運用

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。

環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあつての手順等を定め、文書化し、運用する。

解説欄にあつた手順書に関する取り扱いが明記された。手順書の必要性は事業者が判断するが、この手順書がないと必要な取組みの実行が難しいと思われるものに絞ってよい。

10. 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する。

事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

テストが日本語の試行となった。解説欄にあつた定期的な実施、有効性の検証が明記された。

11. 環境関連文書及び記録の作成・管理

エコアクション21の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。

エコアクション21で必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。

整理が管理に置き換えられたが、文書管理の要求が厳しくなったということではない。手順をまとめたマニュアルなどの作成については従来どおりで、規模に関わらず推奨事項であるが、自治体には要求事項となる。

12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。

環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。

環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

確認・評価、是正・予防の対象が環境経営システム全般であることが明記された。

内部監査は従来と同じ推奨事項であるが、規模が比較的大きな組織(従業員数100名以上が一つの目安)は要求事項となった。

13. 代表者による全体の評価と見直し

代表者(経営者)は、定期的にエコアクション21全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

定期的な実施が明記された。公表される環境活動レポートに代表者による全体の評価と見直しの項目が追加されたので、経営的観点から評価・見直した内容にしたい。

○環境活動レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境活動レポートを定期的(原則毎年度)に作成する。

- ①組織の概要(事業所名,所在地,事業の概要,事業規模等)
- ②対象範囲(認証・登録範囲), レポートの対象期間及び発行日
- ③環境方針
- ④環境目標
- ⑤環境活動計画
- ⑥環境目標の実績

⑦環境活動計画の取組結果とその評価, 次年度

⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反, 訴訟等の有無

⑨代表者による全体評価と見直しの結果

作成頻度が明確化されたが、対象期間(一般には事業年度)が終了後に作成するもので、審査のタイミングに合わせる必要はない。解説欄にあった組織の概要の記載が要求事項になった。解説欄で、①組織の概要は、認証・登録の対象範囲にかかわらず、事業所名、事業活動の概要、規模等全容が分かるように記載を要求しており、②対象範囲では、全社が対象範囲ではない場合、段階的に拡大する方針とそのスケジュールの記載を要求している。

二酸化炭素排出量の実績は、二酸化炭素排出量を把握する際に用いた、購入電力の排出係数も併せて記載することになったが、排出係数は毎年変更しなくてよく、たとえば、従来の係数を当面使ったり、中長期の目標期間に合わせて見直したりしてもよい。

活動計画の評価では単なる「できた」、「できなかった」だけでなく、評価と今後どのように計画してゆくのかを記載する。環境関連法規等の遵守状況の確認・評価では、自ら確認し、遵守状況がどうであったかを記載する。「代表者による全体の評価と見直し」が要求事項に追加されが、既に13項で実施しているので、その内容を記載する。

○環境活動レポートの公表

環境活動レポートを公表し、事業所に備えて、一般の閲覧を可能にする。

また、可能な場合は、インターネットのホームページに掲載するまたは冊子を作成して公表する。

推奨事項に、「環境活動レポートを顧客、取引先等に配布する等して、環境経営に活用する」と盛り込まれた。是非とも環境活動レポートを顧客や取引先からの信頼を得るツールと

して活用していただきたいものである。

●改訂ガイドラインへの移行●

認証・登録にあたっての2009年版への移行期間は、2010年6月1日～2011年5月31日である。

審査申込の受付ペースとなるため、2004年版での申し込み期限は2011年5月31日となる。

移行期間中で2009年版に追加された要求事項に「不適合」であっても、要改善事項とし、次回の審査での確認事項となるため、それまでには正(対応)すればよいことになる。

なお、今年の6月1日前に2009年版で構築・運用して、申し込むのは何ら問題ない。

●業種別ガイドライン取り扱い●

現行の業種別マニュアルは、改訂版では業種別ガイドラインに名称変更され、今年10月に発行の予定である。

業種別ガイドラインによる認証・登録にあたっての移行期間は、2011年4月1日となる予定で改訂作業が進んでいる。

なお、業種別ガイドラインで規定される特定の業者は、産業廃棄物処理業者およびリサイクル業者等、食品関連事業者、建設業者、地方公共団体、大学等教育機関等であるが「等」には広い解釈があるため、中央事務局のホームページで確認してほしい。

●おわりに

エコアクション21改訂委員会では、段々とISO14001に近づいているのではないかと、あるいは、ISO14001以上の要求事項となってしまうのではないかなどいろいろなやり取りがあった。いずれにしても、事業者にとって有効な環境経営の手段になるようにしたいとの思いは同じで、事業所内の活動にとどまらず、グリーン購入(調達)と製品・サービスを取組の必須項目とすることについては全員一致した。どのように取組みやすくするかについての議論が活発に行われた。最終的には、エコアクション21審査人へのヒアリングおよびパブリックコメントによる一般からの意見等が反映され、欧州のEMASに匹敵する本格的なガイドラインとなったと思う。

なお、有志で作っているエコアクション21研究会では、2009年版に対応した文書と記録の作成の手引き書を環境コミュニケーションズのお世話になって、近々出版予定である。それぞれの要求事項に基づいた文書と記録のサンプルが入ったCD-ROMも付けることにしている。これをご覧いただければ、取組みやすい環境経営システムであることを理解していただけるのではないと思う。少しでも多くの事業者の皆様に活用していただき、環境経営に取り組んでいただければ幸甚である。